

人権教育推進事業講演会を開催

人権に対する理解と認識を深め、差別意識の解消を図るための講演会を開催します。

講話と落語による講演です。受講料は無料ですが、整理券が必要です。

整理券は、11月13日(火)から社会教育課窓口(土曜日、日曜日、祝日は公民館窓口)で配布します。

□日 時 12月9日(日) 午後1時30分～午後3時

□場 所 中央公民館本館301号室

□講 師 落語家 露の団四郎 氏

□演 題 「お笑い人権講座」

～思い込みと思いやり ちょっとの違いで大きな違い～

□定 員 100人

□問い合わせ先 社会教育課 ☎(48)1111 (内280)



虐待に気付いた方、介護で困っている方は 地域包括支援センターへご相談ください

◎高齢者の尊厳を守りましょう

高齢者虐待とは、「家庭で介護をしている人」「介護事業に従事する人」などが高齢者に対して、心身を傷つけるような言動や人権侵害を行うことです。

「高齢者虐待防止法」では、虐待に気付いた人が市町村に通報する義務を定めています。早期発見、第三者の介入で、虐待の深刻化を防ぐことができます。

◎介護は頑張りすぎないで

高齢者の介護は、想像以上に大変です。「介護疲れ」が介護する人を追いつめ、そのストレスが虐待を引き起こしてしまう場合もあります。介護保険のサービスを利用したり息抜きをしたりして、負担を減らすことが大切です。

□問い合わせ先 地域包括支援センター ☎(48)1111 (内318・319)

どんな事が虐待になるの？

- 身体的虐待(例) 殴る
- 心理的虐待(例) 怒鳴る
- 経済的虐待
(例) 本人のお金を取る
- 性的虐待
- 介護放棄・放任(例) 無視する

